

「北海道における明治以降の北陸地方の民家の歴史的展開」

研究助成 報告書

概要

本研究は、明治 23 年（1890）屯田兵制度改正に伴い北海道に平民の入植が許された後、富山県、福井県、石川県の北陸地方の出身者が入植し、その遺構が確認されている勇払郡厚真町において、北陸 3 県の民家遺構の実測調査を行い、3 県ごとの民家形式の特徴と北海道における民家形式の歴史的展開過程を明らかにしたものである。

富山県の砺波地方の杢の内構法の民家については、厚真町とともに既に移築活用を行なっているので、その事例を検証しながら福井県、石川県の民家の移築活用にも反映させようとした。また、厚真町は 2018 年 9 月の北海道胆振東部地震の震源地に近く、土砂災害による民家遺構の被害もあり、学術的な調査と活用計画が求められている。

1、はじめに

厚真町には富山県の越中型民家（杢の内構法）、石川県の加賀型民家、福井県の越前型民家の遺構が確認されている（羽深は 2009 年から現地調査を行い、100 年を経過した民家を 16 棟確認している。また、2011 年より厚真町古民家再生推進協議会会長）。厚真町において 3 県の民家遺構を出身地の民家遺構と比較し、民家形式の特徴を明らかにすることは、3 県の民家が積雪寒冷地にどのように適用したかが明らかとなり、明治期以降の民家史とくに北海道を支えてきた基幹産業である農業従事者の住宅形式の歴史的変遷が分かるとともに、民家遺構の保存活用の基礎的資料になる極めて重要な課題である。

2、北海道における民家

（1）民家の系譜

北海道の建築というと今年 150 年を迎える明治以降の建築開拓使の建築、つまり煉瓦造建築、軟石倉庫、鯉番屋、炭坑施設などを思い浮かべる。しかし、北海道と呼ばれる前、蝦夷地にも建築は存在した。北海道は本州と異なり、明治以前に縄文・続縄文・擦文・オホーツク・アイヌの文化期をもち、縄文人・続縄文人・擦文人・オホーツク人は竪穴住居で生活し、アイヌ人は竪穴住居と平地住居で生活していた。また、中世以降和人の流入もあり、道南の檜山郡上ノ国町には国史跡の史跡上之国館跡として、蠣崎家の居館である花沢館跡（15 世紀）、武田氏の勝山館跡（15 世紀後半）、宗教建築としては前身が勝山館内にあった館神である道指定の上ノ国八幡宮本殿（元禄 2 年／1699）、国指定重要文化財である上國寺本堂（宝暦 7／1757）がある。当然、蠣崎氏、武田氏の領民が住んだ農家や漁家、町家などもあり、近世になり松前藩と幕府直轄支配のときも、武家住宅、農家、漁家、町家は蝦夷地に存在した。

明治以後、土族のみ許された入植は、屯田兵制から徴兵制に移行したことで、平民の入植が進み、道南・道央中心に稲作・畑作の農家、道東・道北を中心に畑作の農家と酪農の農家、日本海・オホーツク海・太平洋沿岸には漁家が建てられた。北海道の建築としてイメージする洋風建築（木造・煉瓦造・軟石造）、鯉番屋、炭坑施設の大半は、現在その役目を終え、文化財としての価値をもち地域資源・観光資源として

活用されるだけですが、農家・漁家・町家、都市住宅は修理されたり、建替えられ、大半は文化財指定されていませんが、これらの所謂民家は近世以降の蝦夷地で育まれた建築であり、北海道 150 年を代表する建築に相応しいものである。これらの民家が明治以降の実質的な北海道の経済活動を支え続けてきたと言える。

（２）寒さに対する対策

「北海道防寒住宅建設等促進法」（昭和 28 年 7 月 17 日施行、法律 64 号）により、北海道の気象に適した防寒的な構造及び設備を有する防寒住宅の建設・改修が本格化した。それ以前の寒さへの工夫は局所的なものが殆どであった。

- ①五稜郭にあった箱館奉行所（元治元年／1864、国史跡、平成 22 年／2010 に 1/3 を復元）は、凍上を防ぐため凍結深度より深い柱状の礎石があった。
- ②札幌市ある豊平館（明治 14 年／1881、国重文）は、真壁の土壁と室内側に木摺下地の漆喰壁をもつ二重壁である（写真 1）。
- ③檜山郡江差町にある旧中村家住宅（明治 22 年／1889、国重文）は、土蔵造（防寒というより防火のためかもしれない）で、窓は 2 重の引き違いガラス戸である（写真 2）。
- ④岩見沢市にある国兼家住宅（大正 6／1917、市有文）は、創建者が山形県鶴岡の出身であったので、縁廻りの土間を内部空間とした土縁形式である（写真 3）。

このように、零下 20 度以下にもなる蝦夷地・北海道で、本州とほとんど変わらない構造で、建物全体や室全体を暖める事はできないため、実質的には囲炉裏、ストーブで局所的な採暖を施すしかなく、本格的な暖房と言えるものはなかった。

（３）民家の博物館

明治 20 年代後半から入植した平民の生活が安定すると、彼らは出身地から大工を呼び寄せて、道産材を使いながら出身地と同じ形式で住宅を建て始めた。その中で、特徴的な民家は道南にみられる漁家と道央にみられる農家である。

１）道南の漁家（九州地方と能登の漁家）

道南の日本海側にある旧上磯町から旧熊石町にかけて、明治に建てられた妻入と平入りの漁家がみられる。近世になり北前船の航路が蝦夷地まで延長されると、九州地方や北陸地方から漁師が入り込んできた。

- ①旧上磯町にある種田家住宅は、九州地方出身で江戸時代から代々漁業を営んだ網元の家で、明治 30 年以前に建てられた妻入で、2 階に竪格子の出窓がある（写真 4）。
- ②同じ妻入の江差町の横山家住宅（天明 6／1786、道有文）は、漁業・商業・回船問屋を営んだ網元の家で、2 階の開口部を出桁で支えている（写真 5）。
- ③この妻入に対して、平入の漁家が江差町以北の乙部町にある郷土文化保存伝習施設蛸島の家で、旧所有者の新谷家が明治 34 年（1901）に能登の蛸島（現珠洲市）から移住して建てたもので、出桁で軒を支える能登地方の漁家である（写真 6）。また、乙部町以北にある旧熊石町にも、能登出身者の平入で出桁形式の漁家がある。



写真1 豊平館



写真2 旧中村家住宅



写真3 国兼家住宅



写真4 種田家住宅



写真5 横山家住宅



写真6 蛸島の家

2) 道央の農家（北陸3県の農家）

道央の内陸部の開墾は、石狩川を遡りながら稲作を拡大させた。それを担った入植者の多くが北陸3県の農家であり、結果として越中型・加賀型・越前型民家が残った。特に、枠の内の構法をもつ平入の越中型民家は、石狩川中流部の旧栗沢町、芦別市にもみられるが、太平洋側の勇払郡厚真町に数多くみられる。厚真町は、厚真川・軽舞川の流域に拓け稲作に適していたこと、凍上が起らない水捌けの良い火山灰の地盤であったためと思われる。その上、厚真町には越中型だけでなく、加賀型（写真7）・越前型民家（写真8）も残っている。しかし、道央の越中型民家は（写真9）、殆どが平入で梁組はヒロマでしかみられない。現在の富山県にある枠の内構法の民家は（写真10）、明治以降、瓦葺きに移行したときに妻入のアズマ建に変化し、ヒロマとチャノマで梁組をみられるので、道央の越中型民家は富山県に残る民家よりも古い形式であり、チャノマがないので建坪が小さいことが特徴といえる（図1）。



写真7 加賀型民家

3尺間隔で小屋梁を組み、出桁で茅葺の軒を支える



写真8 越前型民家

小屋組は上屋梁、軸組は下屋梁で支える



写真9 越中型民家

平入、ヒロマにキ形の梁組の枠の内構法



写真10 入道家住宅 砺波市

嘉永6年(1853)は寄棟の茅葺、大正11年(1922)に切妻の瓦葺きに



図1 厚真町における杢の内構法の民家の系譜

3、越中型民家・旧畑島家住宅の移築活用

(1) 旧畑島家住宅の経緯

旧畑島家住宅(明治 43 年/1910 に譲渡され移築し、昭和 5 年/1930 に町内朝日 225 番地に再移築)を念頭に(写真 11・12)、平成 24 年(2012)に厚真町古民家再生推進協議会の「古民家再生に係る提言書」を基に、「古民家再生基本計画 策定業務」(NPO 法人北の民家の会)、平成 25 年(2013)に同町豊丘のフォーラムビレッジに移築を前提に「古民家再生基本・実施設計業務」(中村よしあき建築研究所)を行い、「古民家解体工事」(株武部建設)も行なった。平成 26 年(2014)に「古民家活用者」公募、「古民家再生工事」(株 武部建設)、「古民家再生工事監理業務」(中村よしあき建築 研究所)を行なった(写真 13)。平成 27 年(2015) 6 月には活用者の店舗「此方」がプレオープンを迎えた。

（２）非破壊測定と確認申請

旧畑島家住宅は文化財指定を受けていないので、建築基準法第3条「適用の除外」を受けられないため、建築確認申請時に法37条「建築材料の品質」の建築材料（指定のため主要構造部材の非破壊測定を行なう必要があった。この非破壊検査を行うことで材料強度の確認ができ、活用時の防災の観点からも有効であった（羽深久夫・戸田正彦（地方独立行政法人北海道立総合研究機構森 林研究本部林産試験場性能部（耐久・構造グループ）劣化制御主査）：木材の非破壊測定報告書、平成26年9月。測定機器は（株）エーティーエー、製材用グレーディングマシン HG-2001）（写真14）。

（３）今後の民家の移築活用計画

旧畑島家住宅の移築活用を契機に、越中型で枠の内構法の民家の移築活用を計画していたところ解体予定であった越前型民家である山口家住宅（築108年）も確認された。既に、確認されている町内最大の越中型民家である幅田家住宅とともに厚真町に寄付され町有財産として活用計画が進められている。



写真 11 移築前の旧畑島家住宅の外観



写真 12 移築前の旧畑島家住宅の梁組



写真 13 移築後の旧畑島家



写真 14 非破壊検査による強度測定

4、まとめ

本研究により、勇払郡厚真町において、明治 23 年 (1890) 以降に平民として入植した富山県、福井県、石川県の北陸地方出身者の民家遺構の特徴と北海道における民家形式の歴史的展開過程を明らかにした。

とくに、富山県の砺波地方の杢の内構法の民家については、既に移築活用を行なっているので、その内容は今後の福井県、石川県の民家の移築活用にも反映できるものであった。しかし、入植者の民家は、積雪寒冷地に十分対応したものではなく局所的な採暖と防寒の工夫が見られただけであったが、明治期以降の北海道を支えてきた基幹産業従事者の住宅形式の歴史的変遷が分かり、民家遺構の保存活用の基礎的知見を得ることができた。。

参考文献

- 1) 羽深久夫：林業復興と保存再生-北海道における取り組み-、「地域の眼北海道」(『建築雑誌』vol.118,No.1503 所収)、p.51、2003.3。
- 2) 昭和 45 年度 (1970) の民家緊急調査、『日本の民家調査報告書集成 1 北海道・東北地方の民家 北海道・青森・秋田』、東洋書林、1998.9。
- 3) 平成 17 年度 (2005) ～平成 19 年度 (2007) の近代和風建築調査 (『北海道の近代和風建築 (近代和風建築調査報告書)』、北海道教育委員会、2007.3。
- 4) 羽深久夫：北海道における民家再生の変遷、羽深久夫、民家 No.107 季刊秋号、pp.7-10、2018.10
- 5) 羽深久夫：明治期以降の北海道における杢内構法の民家の歴史的展開過程 (基盤研究 C 一般、平成 25 年度～27 年度、課題番号 25420673)。
- 6) 羽深久夫：北海道勇払郡厚真町における越中型民家の保存活用 (「居住文化とミュージアム (ネットワークでつなぐ新しい博物館のかたち 建築計画編)」、2016 年度日本建築学会大会 (九州) 建築計画部門研究協議会資料所収、pp.116-117、2016.8。
- 7) 羽深久夫：すごい○○！第 10 回 厚真町は民家の博物館、建築雑誌 Vol.133No.1717、p.46、2018